

伊丹市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）の施行に伴うほか，所要の規定整備を行うため。

伊丹市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例（令和 8 年伊丹市条例第 号）

伊丹市認可地縁団体印鑑条例（平成 22 年伊丹市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「次に」を「次の各号に」に改め，同項第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

付 則

この条例は，令和 8 年 10 月 1 日から施行する。